

奈良県 福祉サービス第三者評価 基準

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(障害者・児施設版 付加項目)

奈良県

A-1 利用者の尊重

1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。

【判断基準】

- a) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。
- b) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫が十分ではない。
- c) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、日常的なコミュニケーションについて支援が必要な利用者について、サービス実施計画や支援計画等に具体的な支援内容と方法が明示され、コミュニケーション手段を確保するための支援が的確に行われているか、また、利用者とのコミュニケーション確保のための工夫が行われているかを評価します。

評価の着眼点

- 利用者のコミュニケーション能力を高めるため、サービス実施計画や支援計画を策定し実行している。
- 意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わり合いを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に心掛けている。
- 意思伝達に制限のある人の場合、個別のコミュニケーション手段の検討とそれに基づく支援がなされている。(コミュニケーション機器の用意を含む。)
- 意思伝達に制限のある人の場合、担当職員・ソーシャルワーカー・臨床心理士等の連携により、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。
- 必要性や要望に基づいて、コミュニケーションの取れる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れている。

A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。

【判断基準】

- a) 利用者の主体的な活動が尊重されている。
- b) 利用者の主体的な活動の尊重が十分ではない。
- c) 利用者の主体的な活動が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の主体性の尊重という障害者福祉の基本的考え方を踏まえ、利用者の主体的な活動が確保され、必要な支援がなされているかという点について評価します。

評価の着眼点

- 利用者の主体的な活動を支援するための職員が決められている。
- 利用者の主体的な活動については、その意向を尊重しながら、その発展を促すように側面的な支援を行っている。
- 利用者が、施設外の障害者や知人等と自由に交流できるように様々な手段が確保されている。
(補足説明)
☆地理的条件により(山間部など)自由にはできない場合でも、交通手段の確保や、利用者の希望に対して柔軟な対応を可能としている場合は評価します。
- 利用者による自治会ないし利用者の会等がある。
- 自治会等は、施設運営の責任者と、定期的に、及び必要な場合に随時協議する機会をもっている。
- 郵便や電話などの通信機械を確保し、プライバシーへの配慮がなされている。

A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 見守りと支援の体制が整備されている。
- b) 見守りと支援の体制の整備が十分ではない。
- c) 見守りと支援の体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の主体性の尊重という障害者福祉の基本的考え方を踏まえ、利用者が自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制整備の状況と具体的な取り組みについて評価します。

評価の着眼点

- 利用者が自力で行う日常生活上の行為は見守りの姿勢を保ち、必要な時には迅速に支援するという方針を会議等で確認している。
- 自力で行っているときでも、介助が必要だと判断しなければならない場合があるが、その判断については、あらかじめ利用者（及び必要に応じて家族等）と十分な話し合いが行われている。
- 自力で行う行為による生活と活動の範囲が広がるように、職員の対応や施設の整備は常に検討されている。

A-1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。

【判断基準】

- a) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。
- b) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムが十分ではない。
- c) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムの有無とその具体的取り組みについて評価します。利用者の主体性を尊重しエンパワメントの理念に基づいた援助を行うという障害者福祉の基本的な考え方を踏まえたプログラムの工夫が求められます。

評価の着眼点

- 社会生活力を高めるために、障害の理解や調理・洗濯・買い物・交通機関利用等についての学習・訓練プログラムが用意されている。
- 施設外の社会資源について、十分な情報が提供され、そのための学習や体験の機会が設けられている。
- 必要に応じて、自己表現の技能や話し方について支援している。
- 利用者自身が人権意識を高められるように、情報や資料の提供を行っている。

A-1-(1)-⑤ 学校を卒業する子どもの進路や今後の地域生活への移行について、自己決定できるよう援助している。

(補足説明)

☆障害児を受け入れていない施設については、評価対象外とします。また、ショートステイやデイサービス等を実施している施設においても、評価対象となる施設と異なる場合は、対象外となります。

【判断基準】

a) 本人の進路や今後の地域生活への移行等の意向について、希望を聞いた上で必要な支援計画を説明し、相談等援助を行っている。

b) 本人の進路や今後の地域生活への移行等の意向について、希望は聞いているが、支援計画の説明や、相談等援助が十分でない。

c) 本人の進路や今後の地域生活への移行について、自己決定できるような援助はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本人の自己決定権を適切に確保するためには、十分な情報提供と本人にとって分かりやすい説明が基本となります。
- 本人の進路や今後の地域生活への移行など自分の将来の生活について自己決定をしていくために、保護者のほか必要に応じて障害児については学校、児童相談所等との連携を、障害者の場合は地域社会（近隣）、就労生活支援センター、事業所等との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、本人の不安を受け止めてきめ細やかな相談、話し合いといった援助が求められます。
- 本評価基準では、就労や地域生活への移行に向けた援助について具体的な取り組みを評価します。
- あわせて、就労後及び地域生活移行後のフォローアップや失敗した場合の対応等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 就労や地域生活への移行に必要な資料を収集し、本人に判断材料を分かりやすく提供している。
- 今後の進路や生活の場の選択にあたって、本人及び保護者の意見を聞きながら十分に話し合っている。
- 障害児については、学校、児童相談所等の意見を十分聞くなど連携している。
- 障害者については、地域社会（近隣）、就労生活支援センター、事業所等の意見を十分聞くなど連携している。
- 障害児に対しては、早い時期から進路について自己決定ができるような相談、指導を行っている。
- 就労後及び地域生活移行後のフォローアップや失敗した場合に対応している。

1-(2) 利用者の権利擁護

A-1-(2)-① 虐待（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）等の人権侵害について、防止対策が図られている。

【判断基準】

- a) 虐待等の人権侵害について、防止対策が図られている。
- b) 虐待等の人権侵害について、防止対策が十分ではない。
- c) 虐待等の人権侵害について、防止対策が図られていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、拘束、暴言、暴力、無視、放置等といった虐待を職員が行うことのないように、防止対策が図られているかを評価します。

評価の着眼点

- 虐待防止のための職務規程、マニュアルが策定してある。
- 虐待防止について、ミーティング、検討会で取り上げ、防止策を確認し、行われていないことを確認している。
- 利用者と接する場面で虐待等の問題が起こらないような研修が実施されている。
- 万が一虐待等が行われた場合に備えて、対応マニュアルや職員の処分規定が設けられている。

A-2 日常生活支援

2-(1) 食事

A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。

【判断基準】

- a) サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。
- b) サービス実施計画に基づいた食事サービスの用意が十分ではない。
- c) サービス実施援計画に基づいた食事サービスが用意されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、支援が必要な利用者一人ひとりについて、サービス実施計画等において、利用者の身体状態等に応じた留意点や支援の内容が明示され、その計画等に基づいて実施されていることを求めています。

評価の着眼点

□サービス実施計画等において、①栄養量、②食事形態、③水分補給、④介助の方法等利用者の状態に応じた留意点や支援の内容が明示されている。

□食事の介助等、支援方法に関してマニュアルが用意されている。

(補足説明)

☆基本となる食事の介助等の支援については、職員全員での共通認識、支援レベルの到達、事故防止のために、基本となるマニュアルが必要です。

各利用者に対しての支援は、このマニュアルが基本となり、支援計画等において個別の支援を盛り込んだものとなります。

□利用者の体調や身体状況により、必要に応じて個別の食事を用意している。

A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。

【判断基準】

- a) 食事が美味しく、楽しく食べられるように工夫をしている。
- b) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫が十分ではない。
- c) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、食事に関する利用者の嗜好や献立などに対して、施設として対応していく検討体制の整備や具体的な取り組みを評価の対象とします。

○利用者の嗜好を把握する方法については、アンケート調査や残滓調査が一般的に行われていますが、この他にどのような工夫を行い献立に反映させているか、また、食事を美味しく、楽しく食べられるような環境をどのように整えているかが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 定期的に嗜好調査を行い、その結果を献立に反映している。
- 食事サービスの検討会議等には利用者も参加している。
- 適温の食事を提供している。
- 献立・食材に季節感があり、盛り付けや食器にも工夫している。
- 施設の状況や障害の度合いに応じて、食卓には複数の調味料・香辛料が用意されている。
- 献立及び食材について、その情報を写真等で掲示するなど、予め分かりやすく利用者に提供されている。
- 食事介助にあたり、せかせて食べさせることがないよう、利用者の様子を良く見ながら介助や支援を行っている。

◎知的障害の度合いによっては、調味料・香辛料を過度な摂取が予想される場合があります。よって、障害の度合いによって柔軟に対応しているかを評価します。

A-2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。

【判断基準】

- a) 喫食環境に配慮している。
- b) 喫食環境の配慮が十分ではない。
- c) 喫食環境に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、喫食環境について、施設として利用者の希望を把握し対応するための検討体制の整備と具体的な取り組みを評価します。

○喫食環境には、食堂等の環境整備だけでなく、ある程度の幅で利用者が好きな時刻に食べられる体制、自分のペースで食べられる配慮等も含まれます。

評価の着眼点

□食堂の設備や雰囲気について定期的に検討会議を開き、必要に応じて改善を図っている。

（補足説明）

☆「定期的」とは、最低2ヶ月に1回決まった時期に開催することを指します。

食堂の設備や雰囲気については、季節や気候の影響も大きく受けるため、時期に応じて検討する必要があるためです。

☆検討会議は、この議題のために開かれるものでなくても構いませんが、この議題については必要な職員で検討し、問題等がなくても、現在の状況や課題を見出すための検討を行うものとしします。

□食事は、利用者全員が一斉に摂るのではなく、幅のある時間帯の中で個人が好む時間に摂ることができる。

2-(2) 衛生管理

A-2-(2)-① 施設及び周辺の衛生は適切に維持されている。

【判断基準】

- a) 施設及び周辺の衛生は適切に維持されている。
- b) 施設及び周辺の衛生は適切に維持されているが十分でない。
- c) 施設及び周辺の衛生は適切に維持されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、衛生管理について規定やマニュアルが整備され周知されていると主に、担当者と責任者が任命され衛生管理ができる体制が整備されているかを評価します。
- 居室には清掃が行き届き清潔に保たれているかを確認するとともに、快適な生活が送れているか居住性についても評価します。

評価の着眼点

- 清掃及び衛生管理については、規程や実施マニュアルが用意されている。
- 清掃や衛生問題については、担当者と責任者が任命されており、責任者には、必要に応じて迅速な問題解決に当たることのできる権限が与えられている。
- 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされている。

2-(3) 入浴

A-2-(3)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。

【判断基準】

- a) 利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。
- b) 利用者の障害程度や介助方法など個人的事情の配慮が十分ではない。
- c) 利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、入浴について、利用者の障害程度、健康状態、必要な介助などの個人的事情に十分配慮するため、サービス実施計画等に、健康状態や介助等の留意点が明示されていることを求めています。併せて、安全面やプライバシー保護を考慮した具体的な支援方法や留意点がマニュアルに定められていることが必要です。

評価の着眼点

□一人ひとりの健康状態や留意事項について、サービス実施計画や個別チェックリスト等を利用している。

□安全やプライバシーの保護を含めて、入浴介助や支援・助言方法についてマニュアルが用意されている。

(補足説明)

☆基本となる入浴介助や支援・助言方法については、職員全員での共通認識、支援レベルの到達、事故防止のため、マニュアルが必要です。

各利用者に対しての支援は、このマニュアルが基本となり、支援計画等において個別の支援を盛り込んだものとなります。

□入浴の介助や支援・助言業務は、所定の様式により記録されている。

A-2-(3)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に沿って行われている。
- b) 利用者の希望に沿って行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に沿って行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、入浴の時間帯、入浴の週間回数、設定された時間外の利用など、可能な限り利用者の希望に添う必要があることから、施設として希望を把握するための検討体制の整備と具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 設定された時間のほかに、失禁や汗をかいた場合等必要に応じて入浴が可能である。
- 入浴の時間帯や週間回数について、利用者との話し合いで決めている。

A-2-(3)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。

【判断基準】

a) 環境は適切である。

b) ー

c) 環境は適切ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、浴室・脱衣場や入浴器具等の設備について、事故防止、プライバシー保護及び快適性の確保の観点から、施設における検討体制の整備や環境確保のための工夫を評価します。

評価の着眼点

□浴室・脱衣場の設備や入浴器具の設置等については、検討会議を持っている。

(補足説明)

☆この議題のみを目的とした検討会を開かなくても、他の検討課題と同時に検討する機会があれば構いません。

ただし、この議題については必要な職員で検討し、問題等がなくても、現在の状況や課題を見出すための検討を行う必要があります。

□脱衣場の冷暖房設備は、気候や利用者の身体的状態に応じて調整できる。

□浴室や脱衣場は、プライバシーを保護する構造・設備上の工夫や保護する環境を確保するための工夫が行われている。

2-（4） 排泄

A-2-（4）-① 排泄介助は快適に行われている。

【判断基準】

- a) 介助は快適に行われている。
- b) ー
- c) 介助は快適に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本票評価基準は、排泄介助について、利用者の個人的事情、健康状態に十分配慮するため、サービス実施計画等に、注意点や留意点が明示されていることを求めています。併せて、安全面やプライバシー保護を考慮した具体的な支援方法や注意点がマニュアルに定められていることが必要です。

評価の着眼点

- 排泄介助に際して、利用者の健康状態や注意事項について、サービス実施計画や個別チェックリスト等を活用している。
- 排泄介助のマニュアル（安全、プライバシー、便意・尿意・失禁への対応を含む）が用意されている。
（補足説明）
☆基本となる排泄介助については、職員全員での共通認識、支援レベルの到達、事故防止のため、マニュアルが必要です。
各利用者に対しての支援は、このマニュアルが基本となり、支援計画等において個別の支援を盛り込んだものとなります。
- 排泄用具（おむつ、移動式便器、集尿器、採尿器、ストマ用具等）の使用法について、衛生や防臭を考慮したマニュアルが用意されている。
- 排泄介助の結果は所定の様式により記録されている。

A-2-(4)-② トイレは清潔で快適である。

【判断基準】

- a) 清潔で快適である。
- b) ー
- c) 清潔かつ快適ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、身体状況に応じたトイレ設備や補助具の配備などの点検・改善のための検討体制の整備とともに、事故防止、プライバシー保護及び快適性の確保について、工夫や具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 身体状況に応じた設備や補助具の配備を含めて、トイレ環境の点検・改善のための検討を定期的に行っている。
- プライバシーに配慮したトイレの構造・設備になっている。
- 換気や適切な薬品使用等の防臭対策がなされている。
- 清掃は毎日行われ、汚れた場合は直ちに対応している。
- 採光・照明等は適切である。
- 冷暖房設備がある。

(補足説明)

☆トイレにおける気温差による身体異常等を未然に防ぐためにも、冷暖房設備は必要です。
ただし、廊下等の空調によって温度差が生じないと確認できれば、評価します。

2-(5) 衣服

A-2-(5)-① 入所者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。

【判断基準】

- a) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、衣服について、利用者の主体性の尊重を基本にした上で、個性、好みを踏まえた、施設の具体的取り組みと工夫について評価します。

評価の着眼点

- 衣類は利用者の意思で選択している。
- 衣類の選択について、必要があれば相談にしている。
- 衣類の購入の際には、必要があれば、職員が相談、情報提供、買い物支援等に応じている。

A-2-(5)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。

【判断基準】

- a) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切に行われている。
- b) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適宜行われているが、十分ではない。
- c) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応が適切に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、利用者が着替えを希望した場合に、利用者の意思が尊重された適切な支援が行われていることと併せ、身だしなみに留意し清潔を保つため、衣類の汚れや破損への対処方法を評価します。

評価の着眼点

- 利用者が着替えを希望した場合、特別な場合（不適切な強いこだわり等）を除き、その意思を尊重している。
- 介助に頼らず自ら着替えをしたいという希望のある利用者に対しては、その意思を尊重して対応している。
- 汚れや破損が生じた場合に、速やかに対処するためのマニュアルが作成されている。
- 利用者が着替えをしている際にプライバシーの配慮が適切に行われている。

◎入所者が強いこだわりを持つこと全てが、不適切なことではありません。それは、服の趣味は個性であるからです。
しかし、寒い日に夏物の服を着たり、状況に合わない着替えを希望した場合、身体の状態を悪化させることもあります。
よって、上記のようなことを「不適切な強いこだわり」として、柔軟な対応をしているかを評価します。

2-(6) 理容・美容

A-2-(6)-① 利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、選択について支援している。

【判断基準】

- a) 利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重した支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 整髪、つめきり、ひげそり、歯磨き、化粧など生活のメリハリをつける身だしなみについては、可能な限り利用者の意思が尊重されることが重要です。また、本人の希望に応じた選択が可能となる環境を整えることも重要です。
- 本評価基準では、施設の具体的な取り組みや工夫を評価します。

評価の着眼点

- 髪型や化粧の仕方等は利用者の意思で決めている。
- 職員は、必要があれば、整髪や化粧を手伝ったり、又は相談に応じたりしている。
- 理容・美容に関する資料や情報を用意している。

◎入所者の個性や好みを尊重することは重要ですが、尊重するだけではその人の身体等の状況を悪化させることもあります。また、判断能力が低下している場合は、希望する髪型などが状況に応じたものではないこともあります。よって、その人の判断能力に応じて、柔軟に対応しているかを評価します。

A-2-(6)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。

【判断基準】

- a) 配慮している。
- b) ー
- c) 配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の理髪店や美容院の利用については、その理解と協力が不可欠であり、日常的な連携が重要です。

○本評価基準では、連携の状況、必要に応じた職員の同行など施設の具体的な取り組みや工夫を評価します。

評価の着眼点

□地域の理髪店や美容院の利用について、必要に応じて職員の送迎や同行などの支援を行っている。

□利用する理髪店や美容院に対しては、理解と協力を得られるよう、必要に応じて職員が連絡・調整を行っている。

2-(7) 睡眠

A-2-(7)-① 安眠できるように配慮している。

【判断基準】

- a) 配慮している。
- b) ー
- c) 配慮していない

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、夜間就寝中の対応に関するマニュアルの策定と個別支援を求めています。併せて、安眠できるような具体的な取り組みや工夫についても評価します。

評価の着眼点

□寝室やベッド周辺の光や音について、利用者の希望や状況に応じた適切な配慮がなされている。

□夜間就寝中の利用者に対するサービスについては、体位変換やおむつ交換、さらには睡眠リズムの乱れや不眠者への対応等を含むマニュアルが用意されている。

(補足説明)

☆夜間就寝中であっても、利用者に対するサービスは重要です。

就寝中におけるサービスは、利用者の担当者が替わることによって、対応が異なることは許されません。

よって、体位変換、不眠者への対応等を定めたマニュアルの策定が必要です。

□夜間に行われた個別支援は、所定の様式で記録されている。

□寝具は、利用者の好みに基づいて用意され、又は私物使用も認められている。

□不眠等により同室者に影響を及ぼす場合、一時的に他の部屋を使用することができる。

2-(8) 健康管理

A-2-(8)-① 日常の健康管理は適切である。

【判断基準】

- a) 適切である。
- b) ー
- c) 適切ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の日常の健康管理体制の整備と具体的取り組みについて評価します。利用者一人ひとりについて、日常の健康状態を継続して記録し、緊急時の応急処置の方法や搬送する病院等が記載された健康管理票等の整備とそれに基づく取り組みが求められます。

評価の着眼点

- 利用者の健康管理票が整備されている。
- 利用者の健康管理マニュアルが用意されている。
(補足説明)
☆健康管理については、利用者の担当者が替わることによって、対応が異なることは許されません。
よって、「健康管理票」の記入方法、着眼点、日常の注意点、異変が起こったときの対応等を定めたマニュアルの策定が必要です。
- 医師又は看護師による健康相談を受けることができる。
- 医師又は看護師が、利用者（及び必要に応じて家族等）に対して健康面の説明を定期的に行っている。
- 利用者（及び必要に応じて家族等）の承諾を得て、インフルエンザ等の予防接種を行っている。
- 健康の維持・増進のため、日常生活の中に取り入れるプログラムが用意されている。
(補足説明)
☆単純に全員で体操をしているだけではチェックされません。
各利用者の状態に応じて、食事、運動等のプログラムを作成し、実施されているかを評価します。
- 歯科医師又は歯科衛生士により、歯磨き、歯磨き介助、歯肉マッサージ等の方法やその他の口腔衛生について、定期的に指導を受けている。

A-2-(8)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。

【判断基準】

- a) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されている。
- b) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制は整備されているが、取り組みが十分ではない。
- c) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の健康面に変調があった場合の緊急対応の体制整備と具体的取り組みについて評価します。

評価の着眼点

□健康面に変調があった場合の対応の手順は、マニュアルとして用意されている。

(補足説明)

☆利用者に変調があった場合は、利用者、職員ともにあわてることが多く、時にはパニックに陥ることがあります。

迅速かつ適切に対応するために、マニュアルを策定し職員に周知していることを評価します。

□地域内に協力的な医療機関（診療所又は病院、概ね20分以内でアクセスできる診療所又は病院）を確保している。

□確保している医療機関では、迅速かつ適切な医療が受けられるように、日常的な連携を図っている。

A-2-(8)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。

【判断基準】

- a) 確実に行われている。
- b) ー
- c) 確実に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の内服薬・外用薬等の管理体制の整備と具体的取り組みについて評価します。

評価の着眼点

- 利用者（及び必要に応じて家族等）並びに担当職員は、薬の目的・性質・効果・副作用・注意事項等について、適切な情報を得ている。
- 一人ひとりの利用者に使用される薬物の管理（保管から服用・使用確認に至るまで）について、マニュアルが用意されている。
- 薬物の取り違え・服用拒否や服用忘れ・重複服用等、薬物使用に誤りがあった場合の対応について、マニュアルが用意されている。
- 内服・外用薬の使用状況は、所定の様式に従って記録されている。

2-(9) 家族等との連携

A-2-(9)-① 家族や後見人等には、日常的に情報が提供され、必要な場合はいつでも連絡できる。

【判断基準】

- a) 家族や後見人等には日常的に情報が提供され、必要な場合はいつでも連絡できる。
- b) 家族や後見人等には日常的に情報が提供され、必要な場合はいつでも連絡できるが十分ではない。
- c) 家族や後見人等には日常的に情報が提供されておらず、必要な場合であっても連絡できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設利用者の家族や後見人等と、様々な手段により情報の交換が行われているかを評価の対象とします。
- 生活や活動の様子をいつでも見られる環境作りがされ、また施設に対する理解を深めてもらう講演会等を実施することにより、より開かれた施設環境作りに努めているかが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 面接・訪問・連絡ノート・施設たより等を介して、家族等には組織的に情報が伝えられ、また家族等からの情報も得られるようになっている。
- 家族等が希望する場合は、生活や活動の様子を随時見ることができる。
- 家族向けの広報誌発行や、家族向けの講演会や学習会等を実施している。

(補足説明)

- ☆利用者の家族にとっては、利用者が施設でどのような生活をしているのかとても気になることです。また、施設にとっても利用者の家族へ報告することは責務です。よって、広報誌の発行は月1回を基準とします。
※各利用者の家族に対し、個別に報告しているだけでは施設全体の様子がわからなくなるため、そのような場合はチェックしません。
- ☆利用者の家族が、実際に施設に行き様子を知ること重要。よって、最低年2回決まった時期にこのような機会を設ける必要があります。

2-(10) 余暇・レクリエーション

A-2-(10)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。

【判断基準】

- a) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映され、希望に沿って行われている。
- b) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されているが、十分ではない。
- c) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、余暇やレクリエーション活動は個々の利用者の希望に沿って実施することが重要であることから、その企画実施にあたって、利用者の希望の把握、企画への参加、地域の社会資源の活用等について、施設の具体的な取り組みと工夫について評価します。

評価の着眼点

- 話し合いやアンケート等を通じて、利用者の意向を把握している。
- 利用者には、余暇やレクリエーションに関する情報を提供している。
- 利用者の障害の程度に応じて、利用者自身が主体的に企画・立案するように、職員は側面的な支援をしている。
- 必要に応じて、外部から協力者（ボランティア）を受け入れている。
- 地域の社会資源を積極的に活用している。

（補足説明）

☆常日頃から地域の社会資源についての情報収集を行うとともに、余暇やレクリエーションは、地域とのつながりの観点から地域の社会資源を活用することが望ましいと考えられます。

よって、余暇やレクリエーションの場所等について、地域内において行われていればチェックをします。

2-(11) 外出、外泊

A-2-(11)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の希望に応じた外出が行われるように、利用者の外出に関するルール化の方法、外出援助の体制整備について評価します。

評価の着眼点

- 利用者の代表や自治会等と話し合っ、外出についてのルールを設けている。
- 必要なときには、職員・ガイドヘルパー・地域のボランティア等、いずれかの人がからの介助や支援・助言を受けられる体制が整っている。
- 地域のガイドマップやイベント等の情報を普段から収集するよう努め、利用者に提供している。
- 外出に伴う安全確保や不測の事態に備えて、利用者に必要な学習を行うとともに、連絡先を明示したカード等を準備し、利用している。

◎入所者の身体状況によっては、定期的な外出が難しい場合があります。よって、入所者の希望に応じて外出ができるように、ルール作りが行われているかを評価します。

A-2-(11)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者や家族の希望に応じた外泊が行われるように、利用者の外泊に関するルール化の方法について評価します。

評価の着眼点

- 利用者の代表や自治会等と話し合っ、利用者主体のルールを設けている。
- 施設側の都合で決めるのではなく、利用者及び家族の立場に立って、担当職員がその調整を行うようにしている。
- 盆や正月の外泊は、強制したり、利用者や家族の事情を考慮せずに要請するようなことはしていない。

2-(12) 所持金・預かり金の管理等

A-2-(12)-① 所持金、預かり金、その他利用者の財産について、適切な管理体制が作られている。

【判断基準】

- a) 適切な管理体制が整備され、確実な取り組みが行われている。
- b) 管理体制が整備されているが、取り組みが十分ではない。
- c) 管理体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、利用者の預かり金について、事故の生じない体制の整備とともに、自己管理者への支援体制の整備と具体的取組について評価します。

評価の着眼点

- 利用者の預かり金については、その取り扱い規約を定め、責任の所在を明確にしている。
- 金銭等の自己管理ができるように配慮されている。
- 自己管理ができる人には、金銭等を保管する場所と設備を提供している。
- 自己管理に支援を必要とする人には、小遣い帳を活用するなどして、自己管理に向けた学習を支援している。
- 金銭管理技能を含む経済的な対応能力を高めるための学習プログラムが用意されている。

A-2-(12)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。

【判断基準】

- a) 利用者の意志や希望が尊重されている。
- b) -
- c) 利用者の意志や希望に十分応じていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、新聞、雑誌、テレビ等の情報媒体や情報機器を、利用者の意思や希望が尊重され、その意思や希望に添って利用できるようにするために、施設はどのような工夫を行っているか、その具体的取り組みについて評価します。

評価の着眼点

- 新聞・雑誌を個人で購買できる。
- テレビやラジオ等を個人で所有できるように便宜を図っている。
- 新聞・雑誌やテレビ等の共同利用の方法について、利用者の話し合いで決めることを基本とし、場合によっては職員がサポートしながら決められている。

◎障害の程度によっては、話し合いで決めることが難しい場合があります。よって、職員がサポートしながら決定しているかを確認します。

A-2-(12)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。

【判断基準】

- a) 利用者の意志や希望が尊重されている。
- b) ー
- c) 利用者の意志や希望に十分応じていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、酒、たばこ等の嗜好品について、利用者の意志や希望が尊重された基本的ルールの設定や、利用者が正しい認識を持てるような情報提供に関する事業所の具体的取り組みや工夫について評価します。

評価の着眼点

- 利用者の代表や自治会等と話し合ってルールを設けている。
- 具体的な場面では、自治会や利用者全員と協議して、場所・時間・方法（喫煙場所、飲酒場所・時間、一気呑みの禁止等）に様々な配慮を行っている。
- 酒やたばこの害については、利用者が正しい認識を持てるよう、利用者全員に情報提供を行った上で、飲酒・喫煙が認められている。